

在留期間の更新

在留資格「留学」の場合、一回の申請で許可される在留期間は2年3ヶ月、2年、1年3ヶ月、1年のいずれかです。進級または上級課程への進学のため、現在の在留期間後も引き続き在留が必要な場合は、在留期間の更新申請をしなくてはなりません。

在留期間の更新申請手続きをしないままうっかり現在の在留期間を過ぎてしまうと、自分にその気がなくても「不法滞在者」になってしまいます。在留期間の更新申請は現在の在留期間満了日の2か月前からできますので、遅くとも在留期間満了日の1か月前～2週間前には申請して下さい。原則として、在留資格に関する手続きは留学生本人が直接入国管理局に出向いて行うものですので、自分の在留資格は自分でしっかり把握し、管理して下さい。なお、女子美には留学生本人に代わって在留期間更新の手続きをする制度（申請取次制度）があります。この制度を利用したい場合は、国際センターに申し出て下さい。

病気などの止むを得ない理由がないのに授業出席率が低かったりすると、勉学に専念していないと判断され、在留期間の更新が許可されない場合があります。理由がある場合でも、書類でそれを証明しないかぎり不許可にされてしまいます。そして、一旦不許可になってしまうと、元にもどすことは大変困難です。在留期間の更新申請手続きについて不安なことがあったら、外国人在留総合インフォメーションセンターに問い合わせできます。

申請に必要な書類

◎提出書類のコピーをとっておきましょう。

- ① 在留期間更新許可申請書 1通（用紙は国際センターにあります）
- ② 旅券（パスポート）
- ③ 外国人登録証明書
- ④ 学生証
- ⑤ 在学証明書
- ⑥ 成績証明書

※ 最新の成績が記載されたもの。

※ 3～4月に申請する時は、その直近の後期の成績が入っていないとなりません。この期間は、証明書自動発行機が発行する成績証明書には直近の後期の成績は入っていません。必ず国際センター窓口にお問い合わせ下さい。

- ⑦ 経費支弁能力を証明する書類

※中国（台湾、香港、マカオを除く）、バングラディッシュ、ミャンマー、モンゴル、ベトナム、スリランカ、ネパール国籍の方のみ必要です。

- ⑧ 手数料 4,000円

